

# 不法投棄と排出事業者責任

佐藤 泉 SATO Izumi

弁護士／日本CSR普及協会・環境法専門委員会委員

環境関連法の違反には刑事罰の対象となるものが多いが、そのなかでも廃棄物処理法違反は最も摘発件数が多い。平成24年の廃棄物処理法検挙数は5,655件であり、環境犯罪全体の検挙数の約9割を占めている。また、検挙に至らない場合であっても、行政から排出事業者に対して、不法投棄に関連した拠出金の支払を任意に求められるケースが増えている。

青森・岩手県境不法投棄事件は、平成12年に現地の廃棄物処理業者が摘発されたが、実行者は原状回復費用を支払わなかった。そこで両県は、首都圏を中心とする排出事業者約12,000社に、廃棄物処理法に基づく報告徴収を求め、契約書やマニフェストの不備、再委託違反などを理由として排出事業者に対する拠出金請求を現在も行っている。

不法投棄は、本来故意犯であるところ、排出事業者が委託した業者が不法投棄をした場合には、不法投棄の実態について具体的事実を知らされていないことから、確定的な故意はないことが多いと思われる。しかし、最高裁判所第三小法廷平成19年11月14日決定\*1は、排出事業者は、委託した業者が現実にとどこでどのような処理をするか具体的に知らなかった場合でも、不法投棄に未必の故意があるものとして、共謀共同正犯として不法投棄罪の成立を認めた。このような判例を踏まえ、排出事業者は、廃棄物についてのリスク管理を強化し、不法投棄等を未然に防止するため、サプライチェーンマネジメントが必要である。

## はじめに

廃棄物処理法は、排出事業者責任の内容として、自ら処理の原則及び外部に処理委託をする場合の委託基準や産業廃棄物管理票の交付義務等を定めている。これらは廃棄物の不法投棄や不適正処理を防止するため、排出事業者に課せられた法的義務である。排出事業者責任が強化されたことにより、大型不法投棄事案は減少している。しかし、過去の不法投棄事件が発覚した場合、原状回復を命じる措置命令には時効の規定がないため、相当過去に遡って責任が追及される可能性もある。青森・岩手県境不法投棄事件は平成12年に摘発されているが、平成8年頃以降の排出について、現在も排出事業者に対する責任の追及が行われている。

排出事業者自らが不法投棄したのではなく、委託した業者が不法投棄をした場合、排出事業者は不法投棄の故意がないと主張することが多い。処理料金を支

払っている以上、まさか不法投棄されるとは思っていなかった、というものである。しかし、最高裁判所の判例では、排出事業者は、不法投棄することを確定的に認識していたわけではない場合でも、不法投棄に及ぶ可能性を強く認識しながら、それでもやむを得ないと考えて処理を委託した場合には、未必の故意があるものとして、共謀共同正犯による不法投棄罪が成立するとした。

このような傾向を考慮すれば、排出事業者は安易に処理業者を選択することなく、優良な業者を選定し、不法投棄に巻き込まれないようなリスク管理を行うことが重要である。廃棄物は、下請業者、試作品製造、倉庫、客先、展示会などにおいても発生することがあるため、サプライチェーン全体における廃棄物管理を徹底することも重要である。

## 1. 廃棄物処理法の摘発案件

環境省が平成24年12月27日公表した、「産業廃棄

表1／環境犯罪の法令別検挙件数の推移(平成20年～平成24年)

(単位:事件)

区分	年次	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
総数		7,173	7,164	7,179	6,503	6,503
廃棄物処理法		6,124	6,128	6,183	5,700	5,655
水質汚濁防止法		5	11	5	1	4
その他 <sup>(注1)</sup>		1,044	1,025	991	802	844

注1:その他は、種の保存、鳥獣保護法、自然公園法等である。

資料:警察庁

(出典:環境省 平成25年環境白書)

表2／廃棄物処理法違反の態様別検挙件数(平成24年)

(単位:事件)

区分	態様	不法投棄	委託違反 <sup>(注1)</sup>	無許可処分業 <sup>(注2)</sup>	その他	計
総数		2,899	21	21	2,714	5,655
	産業廃棄物	251	20	8	728	1,007
	一般廃棄物	2,648	1	13	1,986	4,648

注1:委託基準違反を含み、許可業者間における再委託違反は含まない。

注2:廃棄物の無許可収集運搬業及び同処分業を示す。

資料:警察庁

(出典:環境省 平成25年環境白書)

物の不法投棄等の状況(平成23年度)について(お知らせ)」\*2によれば、平成23年度に新たに判明したと都道府県等から報告のあった不法投棄事案の件数は192件(前年度216件)、不法投棄量は5.3万t(同6.2万t)だった。平成7年以降の統計では、新規確認不法投棄件数のピークは平成10年の1,197件、新規確認不法投棄量のピークは平成15年の74.5万tであり、これ以降年々減少の傾向が顕著である。

しかし検挙件数で見ると、表1～2のとおり、環境犯罪の検挙数全体の9割が廃棄物処理法違反であり、その過半数を不法投棄が占めている。

不法投棄は、排出事業者自らが行う場合と、無許可業者及び廃棄物処理業の許可業者が関与する場合がある。大型の不法投棄事件は組織的に行われることがほとんどだが、小規模な不法投棄は、適切な処理を委託することが面倒である、費用を惜しむ、などの軽い気持ちで、従業員が独断で行うことも多い。コンビニのゴミ箱に引越ゴミや事業系のゴミを捨てる行為、家庭系のゴミステーションに事業系のゴミを捨てる行為なども、不法投棄に該当するため、注意が必要である。不法投棄は、両罰規定による法人の罰金刑が3億円以下という厳罰であり、行政のみならず、警察も積極的に取り締まりを行っている。

## 2. 青森・岩手県境不法投棄事件

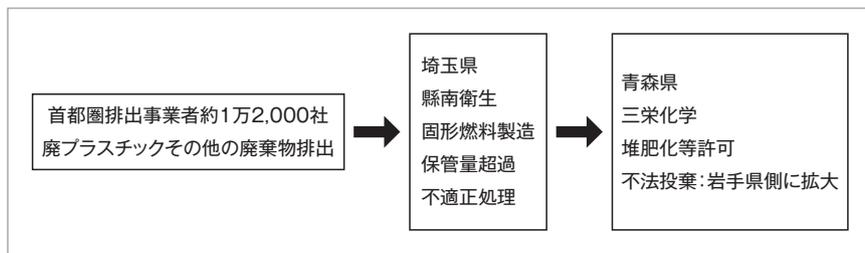
青森・岩手県境不法投棄事件は、三栄化学工業が平成3年に青森県から取得した産業廃棄物中間処理

業(堆肥化)の許可をもとに、廃油、廃酸、焼却灰、廃プラスチック、医療系廃棄物など、多種多様な廃棄物を受け入れて、自社敷地内に不法投棄していた事件である。不法投棄廃棄物の総量は、青森側約114.9万t、岩手側約49.8万tとされている。対策費は、青森県において平成34年までに477億円、岩手県において平成29年までに231億円と試算されており\*3、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法により、国庫から一部資金援助が行われている。

平成8年に、三栄化学工業は不法投棄として事業停止の行政処分を受けているが、その後平成9年にはさらに動植物性残渣の許可を取得するなど、行政の対応の遅れ、甘さがあったと指摘されている。また、埼玉県の廃棄物処理業者である縣南衛生から、大量の廃プラスチックそのほかの廃棄物が横流しされ、有価物に偽装して首都圏から大量に廃棄物が搬入されたことにより、歴史的な大規模不法投棄事件へ発展した。平成11年には、岩手・青森県警察合同捜査本部が廃棄物処理法違反として強制捜査を開始し、三栄化学工業及び縣南衛生には罰金2,000万円、縣南衛生代表者には罰金1,000万円・懲役2年6か月(執行猶予4年)の刑が処せられた。三栄化学工業の代表者は裁判中に自殺しており、公訴棄却されている。不法投棄の原因者に対しては、原状回復の措置命令が行われたが、資力不足や解散により、ほとんど原状回復は行われなかった。そこで両県は、国から資金援助を受けると同時に、排出事業者に対する追及を強化した。

縣南衛生は、首都圏の排出事業者から廃プラその

図1／青森・岩手県境不法投棄事件



ほかの廃棄物を大量に集めて、RDF(圧縮固形燃料)化を行っていたが、実際には施設は十分稼働せず、ほとんどの廃棄物が青森・岩手に有価偽装により横流しされていたとされている。この結果、首都圏の排出事業者約12,000社に、廃棄物処理法18条1項に基づく報告徴収が行われた。報告徴収では、排出事業者の縣南衛生へ委託した廃棄物の種類、委託量、処分方法、契約単価、委託期間、収集運搬業者などの詳細について報告を求められるとともに、契約書、マニフェスト、請求書などの書類の提出を求められた。平成10年頃には、いまだに平成9年廃棄物処理法改正に対応していない排出事業者が多く、マニフェスト交付なし、契約書の未締結、許可品目以外の搬入、収集運搬業者の一部品目無許可、一部地域無許可など、廃棄物処理法の要件を満たしている事業者はほとんどなかったと思われる。

両県は、当初は委託基準違反などを理由に、排出事業者に対する措置命令を行っていた。しかし平成17年以降は迅速な処理を進めるため、排出事業者に対して自主撤去、費用拠出を依頼するという方向性に変化している。自主撤去の例としては、岩手県内の6医療機関が、不法投棄現場から約43tの廃棄物(燃え殻)を自主撤去したこと、宮城県の廃棄物処理業者が燃え殻約1,327tを自主撤去したこと、東京都の非鉄金属製造業者が汚泥等約1,712tを自主撤去したこと(一部金銭拠出)などが挙げられる。排出事業者は、小売業、食料品製造業、化学工業など多種多様である。廃棄物処理業者が拠出をしている場合には、自社廃棄物ではなく、多数の排出事業者分をとりまとめて支払っていることが多く、支払額が高額となるため、分割納付の例も相当数ある。現状としては、廃棄物の掘削・除去はほぼ完了しているが、地下水汚染が確認されたため、汚染地下水の揚水・浄化をすることとなり、対策は今後も継続される予定である\*4。排出事業者としては、排出から15年以上経過しているにもかかわらず、今後いつ行政から自主的な費用拠出を求められるかわからない状況が続いている。排出者は、自分が出した廃棄物のどの程度が青森・岩手に不法投棄されているかわからないため、負担額の妥当性を立証することはもはや困難であるが、ほとんどの排出事業者は事件の重大さに鑑み、

自主撤去に応じているようだ。

この事件の教訓は、排出事業者は、たとえ許可を有する廃棄物処理業者に対して委託をしたとしても、後日不法投棄事件に巻き込まれる可能性がある、ということだ。法律上は、排出事業者は処理状況に関する確認を行い、廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために、必要な措置を講ずるように努めなければならないとされている(廃棄物処理法12条7項)。しかし現実には、破碎・選別・焼却等の中間処理が行われた後は、誰が排出した廃棄物であるか特定することはほとんど不可能であり、これを実行することは現実的ではない。このため、不法投棄が発生した場合には、結果責任に近い形で、自主的対応を求められることが現実である。

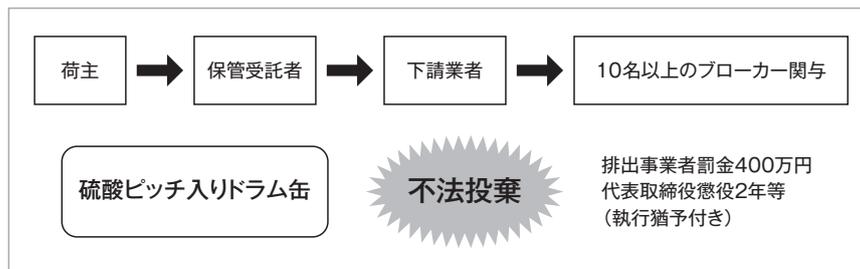
### 3. 不法投棄に対する未必の故意

#### 3.1 事案の概要

平成19年11月14日最高裁判所第三小法廷決定の事案では、排出事業者の役員らが不法投棄の現場について、事実関係を必ずしもすべて把握していなくても、未必の故意が認められ、共謀共同正犯が成立すると判断されている。

排出事業者は、港湾運送事業や倉庫業等を営むA法人である。A法人は、数千本のドラム缶を有価物として保管を委託されていた。ところが、委託者から保管料金の支払いが行われなくなったうえ、当該ドラム缶の内容が有害性の高い硫酸ピッチであることが後にわかった。硫酸ピッチは、脱税目的の不正軽油を密造する過程において発生する残渣であり、高濃度の亜硫酸ガスが発生するため、呼吸困難を発生させる危険がある有害物質である。また、ドラム缶の腐食により漏洩すると、土壤汚染、地下水汚染も引き起こす。このような特性から、通常の産業廃棄物処理業者は処理を引き受けない処理困難物である。そこで、A法人は、このドラム缶の処理に困っていたところ、これを知った下請け会社が自分に処理を任せるよう執拗に迫ったため、やむなくこれに応じたところ、複数のブローカー、暴力団関係者

図2／硫酸ピッチ不法投棄事件の概要



などが関与し、北海道に不法投棄が行われたものである。

本件では、排出事業者は保管受託者である。本来であれば、荷主が排出事業者としての責任を果たすべきであるが、荷主は当初から適正に処理をする意思がなく、廃棄物を押しつける目的で保管を委託したと思われる。困った保管受託者は、行政に相談するなどしたが、有効な助言を得ることはできず、適正に処理する業者はほとんど存在しないうえ、自ら処理すれば数億円必要となるなどのことであった。また、保管場所の賃貸人から立ち退きを求められたうえ、ドラム缶の腐食により硫酸ピッチの流出が起きるなど、追い詰められた状況で、ブローカーなどから自分に任せるように迫られ、不法投棄に繋がったものである。

### 3.2 共謀共同正犯と未必の故意

本件の問題は、排出事業者となった保管受託者は、無許可業者に処理を委託することは認識していたものの、現実に「誰が、どこでどう処理するのか」、具体的には知らなかったという点だ。このような状態で、不法投棄の共謀共同正犯といえるのか、つまり自分が直接実行しておらず、また、具体的に誰がどこで不法投棄をするのか知らない場合でも、実行者と共謀があったと認められ、故意に不法投棄をしたと判断されるのかが問題となったのである。特に本件では、不法投棄に至るまで10名以上のブローカーが複雑に関与しており、排出事業者は末端の実行犯とは面識もなく、その存在すら知らなかった。このように、数次の委託が行われている場合に、共謀関係が成立するのかが争点となる。

この点について裁判所は、排出事業者と最初の処理委託者の間に、不法投棄されてもやむを得ないという認識があり、その後順次不法投棄についての故意や共謀が認められるため、結局その全員に故意及び共謀が存在するとした。そして、排出事業者の法人について、罰金400万円、その代表取締役懲役2年、取締役2名に懲役1年8か月と懲役1年2か月、顧問に懲役1年2か月(全員に執行猶予3年)の刑がいい渡しされ、確定した。

量刑にあたって裁判所は、排出事業者は荷主に騙さ

れて硫酸ピッチを処理せざるを得なくなったという被害者の側面があること、事件が発覚した後は、硫酸ピッチドラム缶を回収して土壌の浄化などを行っていること、処理委託先に執拗に処理を任せるよう働きかけられたことなどの点を考慮している。そのため、代表者を含む役員は実刑を免れているが、会社としてはきわめて大きな社会的信頼を失墜した。

## 4. CSRの視点からみた排出事業者責任

青森・岩手県境不法投棄事件は、許可業者が連携して大規模な不法投棄を行ったものであるが、その背景には排出事業者が、委託先の処理業者を訪問するなどの現地確認を怠ったという教訓がある。この事件以降、多くの排出事業者責任は、優良な処理業者を選択することの重要性を再認識した。しかし現在でも、排出事業者は処理料金の安い業者に委託するという傾向は否定できない。排出事業者にとって廃棄物処理業者は、安定した事業活動を営むうえで重要なパートナーであるという前提で、信頼関係を構築することが必要である。

硫酸ピッチの不法投棄事件は、排出事業者が無許可業者に委託したという、外見的には非常に悪質な行為である。しかし、事実関係をみると、荷主に騙され、適切な処理方法がなく、これをかぎつけた下請業者に早く処理しないと大変なことになる脅かされ、八方ふさがりの状態において、誤った選択をしたということが浮き彫りになっている。企業にとっては、異常事態により、通常では処理できない廃棄物が発生することは現実にはよくあることである。例えば、古い倉庫を解体しようとしたら、よくわからない保管物が発見され、検査したところ放射性廃棄物だったなどということは、時々起きる。したがって、本件のような事例は、どの会社にも起きうる事態なのである。

廃棄物処理法では、排出事業者は、自ら廃棄物を処理することが原則である。したがって、法律の建前からいえば、まず自分で、自ら排出した廃棄物を適正に処理する義務を負担していることになる。しかし、普通の会社が、有害廃棄物を自ら処理することは事実上不可能である。そこで、排出事業者と処理業者の間の、

情報伝達、信頼関係、最終処分に至るまでの事実確認が必要なのである。また、事実を隠そうとすると、悪質な業者に脅かされ、結果的に違法行為に関与することになることが多い。排出事業者の責任を果たすためには、廃棄物に対して十分に情報を取得し、廃棄物処理業者と情報を共有すること、異常事態が発生した場合でも毅然として態度で、環境保全のために必要な対策をとることが必要だ。このような不断の努力により、排出事業者の責任である廃棄物の適正処理が実現できるといえよう。

- \*1 最高裁判所刑事判例集61巻8号757頁、最高裁判所裁判集刑事事618号757頁  
裁判所時報1447号12頁、判例時報1989号160頁、判例タイムズ1255号187頁
- \*2 環境省ホームページ：<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16150>
- \*3 環境省ホームページ：  
[http://www.env.go.jp/press/file\\_view.php?serial=21800&hou\\_id=16491](http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=21800&hou_id=16491)
- \*4 岩手県ホームページ：<http://www.pref.iwate.jp/~hp0315/haikibutu/sekinin/keii-gaiyou.htm>  
青森県ホームページ：  
<http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/2008-0620-kenkyo-top.html>

## 公害防止管理者 通信教育

### ●環境の現場で働く「公害防止管理者」

日本の公害防止対策に大きな役割を果たしている公害防止管理者。法律に定める特定工場では、公害発生施設の種類や規模に応じた資格を取得した者を「公害防止管理者」として選任します。

### ●資格取得をサポートする「通信教育」

公害防止管理者 通信教育は、資格取得が困難といわれる公害防止管理者の国家試験対策をサポートするための講座です。

### ●「通信教育」の3つの特長

- ①重要ポイントが一目でわかる勉強しやすい教材
- ②わからないところが質問できるオプション付き
- ③自分のペースにあわせたスケジュールで学習

### ●受講料

- 大気管理コース・水質管理コース  
一般 39,000 円／会員\*・学生 30,000 円
- 科目別コース  
一般 6,000 ～ 12,000 円／会員\*・学生 4,000 ～ 10,000 円 (科目によって受講料が異なります。詳しくはウェブをご覧ください)

(※一般社団法人 産業環境管理協会会員)

### ●お申込み・お問合せ

受講のお申込みは随時受付中。詳しくは下記までお問合せください。



通信教育の教材見本

## 公害防止管理者 通信教育係

(一般社団法人 産業環境管理協会 環境技術・人材育成センター内)

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町2-2-1

三井住友銀行神田駅前ビル

TEL : 03-5209-7703 / FAX : 03-5209-7717

<http://www.e-jemai.jp/>

E-mail : [juken@jemai.or.jp](mailto:juken@jemai.or.jp)